

この解説には、以下のものが含まれています。

- ◎船舶設備規程(昭和9年2月1日通信省令第6号)
- ◎船舶設備規程第2条第2項の区域を定める告示(平成7年7月29日 運輸省告示第445号)
- ◎船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示(平成10年7月1日 運輸省告示第337号)
- ◎船舶設備規程第115条の28の安全航行設備の基準を定める告示(平成16年12月23日 国土交通省告示第1548号)
- ◎船舶の脱出設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第510号)
- ◎船舶の操舵の設備の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第511号)
- ◎航海用具の基準を定める告示(平成14年6月25日 国土交通省告示第512号)
- ◎船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第2条第9項の機能等を定める告示(平成18年3月31日 国土交通省告示第460号)
- ◎船舶設備規程第311条の22第1項第3号の無線電信等を定める告示(平成4年1月28日運輸省告示第52号)
- ◎ロールオン・ロールオフ貨物区域等を有する船舶の電気設備の基準を定める告示(平成14年6月25日国土交通省告示第513号)
- ◎船舶設備規程第288条第1項の動力ビルジポンプを定める告示(平成20年12月12日国土交通省告示第1459号)
- ◎船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示(平成26年6月2日国土交通省告示第654号)

条	船舶設備規程	告 示	解 説
第311条 の20	<p>第4章 その他の特殊設備</p> <p>(作業用救命衣)</p> <p>作業用救命衣は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 適正な工作方法及び材料で作られたものであること。 2 軽量でかさばらず、かつ、柔軟で着用者の身体によくなじむ構造であること。 3 着用した状態で足もとの視界を著しく妨げず、かつ、作業等を行うのに支障がないものであること。 4 誤った方法で着用されないよう作られたものであること。 5 7.5キログラムの重量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができること。 6 水中において、顔面を水面上に支持できるものであること。 7 見やすい色のものであること。 8 通常的环境条件及び油又は油製品により急激な強度劣化及び浮力変化のないものであること。 9 耐食性材料で作られた笛がひもで取り付けられていること。 <p>2 膨脹により浮力が得られる作業用救命衣は、前項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人体に対して無害な気体を使用して、没水することにより速やかに、かつ、自動的に膨脹するものであつて、雨、波しぶき等により膨脹しないものであること。 2 着用した状態で口で充気できる給気口が取り付けられていること。 3 充てん装置は、適当に保護されていること。 <p>3 固型浮体及び膨脹した気室により浮力が得られる作業用救命衣は、第1項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気室に充気しない状態で6キログラムの重量の鉄片を淡水中で24時間以上支えることができること。 2 気室に充気しない状態で、口で給気口から充気できる程度に、水中において、顔面を水面上に支持できるものであること。 3 着用した状態で、容易かつ、迅速に口で充気できる給気口が取り付けられていること。 		第4章 その他の特殊設備
第311条 の21	<p>作業用救命衣には、作業用救命衣という文字を、見やすい場所に、明りょうかつ耐久的に表示しなければならない。</p>		